

# ○豊島区みどりの保護と育成に関する要綱

(昭和57年2月15日)  
区長決裁

改正 昭和63年2月5日 平成7年3月31日  
平成7年7月28日 平成9年4月30日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、みどりの保護と育成について必要な事項を定めることにより、みどり豊かな生活環境を形成し、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) みどり 樹木、樹林、生垣、草花その他これに類するものをいう。
- (2) 事業者 商業、工業、建設業その他の事業活動を行う者をいう。

### (区長の責務)

第3条 区長は、あらゆる施策を通じて、みどりの保護と育成に務めなければならない。

### (区民の責務)

第4条 区民は、自ら進んでみどりの保護と育成に務めるものとする。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うにあたっては、みどりの保護と育成について必要な措置を講ずるよう務めるものとする。

### (区の木及び区の花)

第6条 区長及び区民は、緑化の象徴として、東京都豊島区の木と花(昭和48年8月7日告示第28号)に定める染井吉野及びつつじの保護と育成を図るとともに、その普及に務めなければならない。

## 第2章 みどりの保護

### (保護樹木の指定)

第7条 区長は、細目に定める基準に該当する樹木、樹林及び生垣(以下「樹木等」という。)について、所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)の同意を得て、保護すべき樹木等(以下「保護樹木等」という。)として指定することができる。ただし、国又は公共団体が所有又は管理するものについては、この限りではない。

### (標識の設置等)

第8条 区長は、前条に基づき、保護樹木等を指定したときは、これを表示する標識を設置するとともに、台帳を作成し、これを保管しなければならない。

### (保護樹木等の所有者等の義務)

第9条 保護樹木等の所有者等は、保護樹木等を良好な状態に保つように務めなければならない。

### (補助)

第10条 区長は、保護樹木等の保存に関し必要があると認めるときは、予算の範囲内で当該費用の一部を補助することができる。

### (届出事項)

第11条 保護樹木等の所有者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかにその旨を区長を届け出なければならない。

- (1) 保護樹木等を伐採若しくは移植しようとするときは、又は枯死したとき。
- (2) 所有者等又はその住所が変わったとき。

(3) その他維持管理上必要があると認めるとき。

(指定の解除)

第12条 区長は、次の各号の一に該当するときは、保護樹木等の指定を解除することができる。

- (1) 保護樹木等が滅失又は枯死したとき。
- (2) 保護樹木等の所有者等から指定解除の申請があつたとき。
- (3) 公益上の理由から指定を解除する必要があるとき。

(変更措置)

第13条 区長は、前条第2項に基づく指定解除の申請理由が、伐採又は移植である場合には、伐採の中止または代替植樹等その変更を求めることができる。

### 第3章 みどりの育成

(公共施設の緑化)

第14条 区は、区が設置し管理する道路、公園、広場等、学校、庁舎その他の公共施設（以下「公共施設」という）について、別表に定める基準により緑化を行うとともに、適正に維持管理をしなければならない。

2 国、他の地方公共団体等は、その設置し、又は管理する施設について前項に定める基準に準じて緑化に務めなければならない。

(緑化計画の提出及び認定)

第15条 前条第1項の公共施設について、細目に定める行為を行おうとする者は公共施設緑化計画書を区長に提出し、認定を受けなければならない。

2 緑地面積の算定方法については細目に定める。

(民間施設の緑化)

第16条 区民及び事業者は、その住居又は敷地内の緑化に務めるものとする。

(みどりの協定)

第17条 地域の緑化を推進しようとする者が、次の各号に該当するみどりの保護と育成に関する協定（以下「みどりの協定」という。）を締結した場合は、みどりの協定書を作成し、区長に提出してその認定を求めることができる。

- (1) 複数の者が、自ら権利を有する連続した土地について、植樹、生垣の造成等地域の環境の改善となる工事を伴うみどりの育成に関する協定をしたとき。
- (2) 不特定多数の者が緑の効用を享受できる公共的な場所において、緑化を推進しようとする者とその場所を管理する者が、みどりの育成、維持管理に関する協定をしたとき。

2 区長は、前項のみどりの協定が本要綱の目的及び細目の基準に照らして適当であると認めるときは、これを認定する。

3 事業所、集合住宅等で一定規模以上の敷地について、事業者等がみどりの保護と育成を目的とした緑化計画を作成し、これを推進するときは、区長に計画書を提出し、みどりの協定を締結することができる。

4 前2項及び前3項の規定は、みどりの協定の廃止及び変更について準用する。

### 第4章 みどりの普及及び啓発

(助成)

第18条 区長は、みどりの協定により緑化を実施する者に対して、予算の範囲内で、補助金の交付、苗木の供給等必要な措置をとることができる。

(普及及び啓発)

第19条 区長は、常にみどりの保護と育成の普及及び啓発について協力しなければならない。

2 区長は、みどりの保護と育成を推進する者に対し、必要な技術的指導及び援助を行なうことができる。

(みどりの推進員)

第20条 区長は、みどりの保護と育成に関し、熱意を有する者を、みどりの推進員として委嘱することができる。

2 前項に規定するみどりの推進員は、みどりに関する情報の提供及び普及等、区が実施する施策に協力するとともに、みどりの保護と育成に関する地域活動の推進に務めるものとする。

第5章 雑 則

(その他)

第21条 この要綱に規定するものを除くほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、細目で定める。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年8月1日から施行し、平成7年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

別 表

公共施設緑化基準

施設の種類の	敷地面積	緑 化 基 準	
学 校  庁 舎 その他の 公共施設	1,000㎡ 未満	〔接道部の緑化〕 ・人の出入口及び駐車場出入口を除いた接道部を10分の7以上緑化する。ただし、特別に意匠的な障壁等を造る目的で、アメニティ形成調整会議の承認を得た場合は、この限りでない。  ・近隣商業地域・商業地域において設置される施設又は東京都駐車場条例・東京都建築安全条例等により、地上部の緑化が困難と認められる施設については緑化されたベランダ、壁面を接道部緑化延長に算入できる。	〔敷地の緑化〕 ・次によって算出される面積のうち小さい方の面積以上  緑化面積 $\geq$ (敷地面積 - 建築面積) $\times$ 2/10  緑地面積 $\geq$ 敷地面積 $\times$ (1 - 法定建ぺい率 $\times$ 8/10) $\times$ 2/10  ただし、いかなる場合でも近隣商業地域・商業地域においては、敷地の4%以上、その他の地域においては、敷地の8%以上の面積を緑化しなければならない。
	1,000㎡ 以上	・接道部を10分の7以上緑化する。ただし、特別に意匠的な障壁等を造る目的で、アメニティ形成調整会議の承認を得た場合は、この限りでない。 ・ベランダ及び壁面緑化は算入しない。	
	・接道部を緑化するときは、生垣若しくは中高木を植栽した植樹帯、又は単独木の植栽とする。やむを得ずフェンス等を設置する場合は、前面道路側を緑化する。		
道 路		・歩道の幅員が2.5メートル以上の道路については、状況に応じて、街路樹又は植樹帯を設けて緑化する。 ・歩道の幅員が2.5メートル未満の道路については、状況に応じ、緑化に努める。	
公 園		・児童遊園及び街区公園については、敷地面積の10分の3以上の面積を緑化する。都市緑地等の緑地の機能を主とする公園については、敷地面積の10分の7以上の面積を緑化する。	
広 場 等		・居住環境総合整備事業等により設置される広場等については、敷地面積の100分の15以上の面積を緑化する。	

# ○豊島区みどりの保護と育成に関する要綱実施細目

(昭和57年2月15日)  
区 長 決 裁

改 正 昭和57年6月14日 昭和63年2月5日  
平成5年5月31日 平成6年5月17日  
平成7年3月31日 平成9年4月30日

## (目 的)

第1条 この細目は、豊島区みどりの保護と育成に関する要綱（昭和57年2月15日区長決裁。以下「要綱」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (指定の基準)

第2条 要綱第7条に規定する保護樹木等の指定基準は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 樹木については、次のいずれかに該当すること。ただし、従前についてはこの限りではない。

イ 地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が125センチメートル以上であること。

ロ つる性の樹木で、枝葉の面積が30平方メートル以上あること。

ハ 同項イ〜ロの要件に満たないが、特に希少価値が高く保護の必要があること。

(2) 樹林については、面積がおおむね300平方メートル以上あつて、集団を形成していること。又、これに満たないが、特に希少価値が高く保護の必要があること。

(3) 生垣については、長さが10メートル以上あること。

## (指定の手続)

第3条 所有者等は、要綱第7条の規定により、指定についての同意をするときは、保護樹木等指定同意書（別記第1号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の保護樹木等指定同意書を受理した場合は、ただちに保護樹木等指定通知書（別記第2号様式）を当該所有者等に交付するものとする。

## (標識、台帳)

第4条 要綱第8条に規定する標識には、次の各号に該当する事項を記載するものとする。

(1) 指定の標示

(2) 指定年月日及び指定番号

(3) 樹種（保護樹林又は、保護生垣にあつては、主な樹種）

(4) 保護樹林にあつては面積、保護生垣にあつては長さ

(5) その他必要な事項

2 前項の標識は、人の見やすいところに設置するものとする。

3 要綱第8条に規定する台帳は、別記第3号様式とする。

## (補助の基準)

第5条 要綱第10条に規定する補助の基準は、次のとおりとする。

(1) 保護樹木については、1本10,000円

(2) 保護樹林については、100平方メートルにつき10,000円

(3) 保護生垣については、1メートルにつき500円

ただし、一人の所有者等に補助する額は、当該年度15万円を越えることはできない。

2 保護樹木及び保護樹林のうち、境界線を越えて隣地住環境へ著しく影響を及ぼしている枝葉のせん定補助については、前各号の規定とは別にせん定に要する費用の75%を補助するものとする。ただし、

(1) 保護樹木については、1本当たり15万円を限度とし、一人の所有者等が2本以上せん定を行う場合は30万円を限度とする。

(2) 保護樹林については、一保護樹林30万円を限度とする。

- 3 前項の規定により補助を受ける者は、保護樹木、保護樹林をせんだん施工後5年以上保存しなければならない。ただし、区長が特別な理由があると認める場合はこの限りではない。

(補助の手続)

第6条 前条の規定により補助を受けようとする者は、保護樹木等補助金交付申請書(別記第4号様式)又はせんだん工事に着手する前に保護樹木等せんだん補助金交付申請書(別記第5号様式)を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請があつたときは、必要な調査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し保護樹木等補助金交付決定通知書(別記第6号様式)又は保護樹木等せんだん補助金交付決定通知書(別記第7号様式)により申請者に通知しなければならない。

- 3 前項に規定する保護樹木等せんだん補助金交付決定を受けた者は、当該せんだん工事が完了したときは、速やかに完了届出書(別記第8号様式)を区長に提出しなければならない。

- 4 区長は、前項の完了届出書の提出があつたときは、必要な調査を行つたうえ補助金の交付額を決定し、保護樹木等せんだん補助金交付額決定通知書(別記第9号様式)により申請者に通知しなければならない。

- 5 前項の通知書を受けた者は、保護樹木等せんだん補助金交付請求書(別記第10号様式)を提出し、補助の交付を受けらるものとする。

(異動届出書)

第7条 所有者等は、要綱第11条の規定による届出をするときは、保護樹木等異動届出書(別記第11号様式)により行うものとする。

(指定の解除)

第8条 所有者等は、要綱第12条第2号の規定により指定解除の申請をするときは、保護樹木等指定解除申請書(別記第12号様式)により行うものとする。

- 2 区長は、要綱第12条の規定により指定解除をしたときは、保護樹木等指定解除通知書(別記第13号様式)により所有者等に通知し、要綱第8条の規定により設置した標識を撤去するものとする。

(緑化計画の認定を必要とする行為)

第9条 要綱第15条に規定する行為は、次のとおりである。

- 1 敷地面積300平方メートル以上の道路及び公園新設または改修工事。
- 2 接道部の新設又は改修工事。
- 3 建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の通知をする建築物の建築行為。

(緑化計画書の提出)

第10条 前条に規定する行為を行おうとする者は、公共施設緑化計画書(別記第14号様式)に緑化に関する内容を明らかにする図書等を添えて区長に提出しなければならない。

(緑化計画の認定手続等)

第11条 区長は、前条の公共施設緑化計画が基準に適合することを確認したときは公共施設緑化計画認定済通知書(別記第15号様式)により当該行為を行おうとする者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた後に、その内容を変更しようとするときは、公共施設緑化計画変更書(別記第16号様式)を区長に提出しなければならない。

- 3 前1項の規定は、前項の公共施設緑化計画変更の認定について準用する。

- 4 前1項又は前3項で認定を受けた施設の緑化工事が完了したときは、直ちに公共施設緑化完了届書(別記第17号様式)を区長に提出しなければならない。

- 5 区長は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る緑化が完了したと認めたときは、公共施設緑化完了確認通知書(別記第18号様式)により当該行為を行った者に通知する。

(基準の緩和)

第12条 敷地の状況その他の特別の理由により、要綱第14条に定める基準の適用困難であるときは、区長はアメニティ形成調整会議設置要綱(平成6年9月30日区長決裁)に基づきアメニティ形成調整会議に諮り、代替措置を講ずることを前提に基準の緩和を図ることができる。

(緑化計画書の提出時期)

第13条 第9条第1項及び第2項の規定する行為の緑化計画書の提出は、当該行為に係る計画(設計を含む。)を容易に変更することができる時期に行うものとする。

2 第9条第3項の規定する行為の緑化計画書の提出日は、当該行為に着手する日の30日前の日までとする。

(公共施設の緑地面積等の算定)

第14条 公共施設の接道緑化延長及び緑地面積の算定は、東京都緑化指導指針(昭和60年12月18日60環自緑第459号)、東京都緑化指導指針運用細目(昭和62年3月30日61環自緑第655号)を準用する。ただし、東京都緑化指導指針中、下記の項目については、次のとおりとする。

第2(1) 緑地は、樹木等で被覆された土地及び単独で植栽された樹木等をいう。ただし、地被植物及び草花のみの植栽地を除く。

第2(2) 接道部は、敷地のうち道路に接する部分及び道路境界から敷地内3メートル以内の部分とする。

第7(3) 単独木は、植栽された樹木の樹冠径とする。ただし、途長枝を除く。

第8(1) 緑地帯は、区画して植栽された土地の面積とする。ただし、区画からはみ出た樹冠は敷地内のみ算定することができる。又緑地帯の幅員は、50センチメートル以上とする。

第8(3) 単独木は、高木1本当り3平方メートル、中木1本当り1平方メートルとする。ただし、樹高が5メートルを超える樹木については、樹冠投影面積とする。

第8(4) 屋上緑化は、算定することができない。

第11(1) 植栽本数は、高木は3平方メートル当り1本、中木は1平方メートル当り1本又は低木10本を超えて植栽しないこととする。

(部分的な新築及び増改築に対する敷地面積及び接道部延長の算定方法)

第15条 緑化基準を満たしていない施設に於ける、部分的な新築及び増改築を行う場合の敷地面積は、当該建築面積を法定建ぺい率で除して算定したものとする。

2 接道部の緑化については、新築及び増改築工事の状況により、別途協議する。

(民間施設の緑地面積等の算定)

第16条 豊島区中高層集合住宅建築指導要綱(平成5年4月7日区長決裁)第8条に規定する民間施設の緑地面積算出基準は、東京都緑化指導指針(昭和60年12月18日60環自緑第459号)、東京都緑化指導指針運用細目(昭和62年3月30日61環自緑第655号)を準用する(緑化指導指針の第8(3)、(4)を除く。)

ただし、単独木は、高木1本当り3平方メートル、中木1本当り1平方メートルとし地被植物のみの植栽地は、算定対象外とする。なお高木は3平方メートル当り1本、中木は1平方メートル当り1本、低木は1平方メートル当り10本を超えて密植をしないこととする。

2 緑地面積の算定には有効な緑地を誘導するため、算出された緑地面積と次に掲げる有効係数との積をもって算定面積とする。

(1) 接道緑化

ア 高さ1メートル以上の生垣又は高木を植栽した緑地面積は、算出面積に1.2を乗ずる。

イ ア以外の緑化をした緑地面積は、算出面積に1.1を乗ずる。

(2) (1)以外の場所の緑化

ア 高さ1メートル以上の生垣又は高木を植栽した緑地面積は、算出面積に0.9を乗ずる。

イ ア以外の緑化をした緑地面積は、算出面積に0.8を乗ずる。

(みどりの協定の認定申請)

第17条 要綱第17条第1項に規定するみどりの協定について認定を求めようとする場合においては、その代表者はみどりの協定認定申請書(別記第19号様式)に、みどりの協定書その他協定の内容を明らかにする図書を添え、これを区長に提出しなければならない。

(みどりの協定の認定)

第18条 区長は、要綱第17条第2項の規定によりみどりの協定を認定したときは、代表者に対し、みどりの協定認定書(別記第20号様式)を交付するものとする。

(みどりの協定の締結申請)

第19条 区長は、要綱第17条第3項に規定するみどりの協定を締結できる敷地の面積は500平方メートル以上とする。

2 要綱第17条第3項に規定するみどりの協定について締結を求めようとする場合においては、その代表者はみどりの締結申請書(別記第21号様式)に、みどりの協定書その他協定の内容を明らかにする図書を添え、これを区長に提出しなければならない。

(みどりの協定の締結)

第20条 区長は、要綱第17条第3項の規定によりみどりの協定を締結したときは、代表者に対しみどりの協定締結書(別記第22号様式)を交付するものとする。

(助成の基準)

第21条 要綱第18条に規定する補助金等の交付は、次の基準によるものとする。

- (1) 要綱第17条第1項第1号の協定によるみどりの育成に要する経費についての助成金は、その工事費の1/3に相当する額。ただし、緑地面積1平方メートル当たり400円を限度とする。
- (2) 要綱第17条第1項第2号の協定によるみどりの育成、維持管理に要する経費についての助成金は、その1/2に相当する額。ただし、緑地面積1平方メートル当たり200円を限度とする。
- (3) 要綱第17条第1項第2号の協定により、労力の提供のみで、みどりの育成維持管理を行う場合については、協定の実施に必要な器材、苗木、種等緑化材料を支給することができる。
- (4) 要綱第17条第3項の協定により、緑化を推進するときは、協定の実施に必要な器材、苗木、種等緑化材料を支給することができる。
- (5) 前1号及び前2号の経費で、国又は他の地方公共団体及び財団法人から助成金の交付を受けている場合は、工事費及び維持管理に要した費用からその助成金を減じた額とする。

(助成の手続)

第22条 要綱第17条の規定により、補助金の交付を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、みどりの協定補助金交付申請書(別記第23号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、みどりの協定補助金交付申請書を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、みどりの協定補助金交付決定通知書(別記第24号様式)により、申請者に通知しなければならない。

3 みどりの協定補助金の交付決定を受けた申請者は、当該補助事業終了後速やかに実績報告書(別記第25号様式)を区長に提出しなければならない。

4 区長は、実績報告書の審査及び必要な調査を行ったうえ、交付額を確定し、みどりの協定補助金交付確定通知書(別記第26号様式)により申請者あて通知しなければならない。

5 交付額確定通知を受けた申請者は、区長に補助金交付請求書(別記第27号様式)を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の返還)

第23条 区長は、要綱第10条又は第17条の規定により補助金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、すでに交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 要綱又はその細目に違反したとき。
- (2) 虚偽または不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 補助の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。

(みどりの推進員の定数等)

第24条 要綱第19条に規定するみどりの推進員の定数は、10名以内とし、その任期は2年とする。ただし、任期の途中で交代のあったときは、後任者の任期は、前任者の残任期分とする。

附 則

この細目は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この細目は、昭和57年6月14日から適用する。

附 則

この細目は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この細目は、平成5年6月19日から適用する。

附 則

この細目は、平成6年5月24日から適用する。

附 則

この細目は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この細目は、平成9年5月1日から適用する。

様式 省略